

# 県有財産随時売却募集要項

## 福井県土木部建築住宅課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0505 (直通)

FAX 0776-20-0693

E-mail [kenjyu@pref.fukui.lg.jp](mailto:kenjyu@pref.fukui.lg.jp)

# 県有財産随時売払募集要項

## 1 随時募集物件

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	予定価格
1	あわら市花乃杜三丁目 3307 番外 5 筆	宅地 雑種地	6,516.79	16,051,000円

※ 地積については、登記簿記載面積です。

## 2 申込者の資格

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項および地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないものであること。

(1) 次の各号の一に該当する者は、申し込むことができません。

- ① 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者
- ④ 「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われている者
- ⑤ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員  
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係にあり、暴力団および暴力団員の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑥ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- ⑦ 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けていない者（ただし、自己の用途に使用する場合は除く）
- ⑧ 資格誓約書を提出しない者

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年間申込みをすることができません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用することができません。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札またはせり売りにおいて、この公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者

- ③ 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 工事もしくは製造その他について請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合において、県職員が契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事もしくは製造の既済部分または物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督または検査を実施するに当たり職員のサービスの執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 上記各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

### 3 申込受付

- (1) 申込方法 随時売払による買受を希望する方は、「県有財産買受申込書」および「資格誓約書」、「地元区との協議状況を示す書類」(任意様式、土地の用途が住宅地以外の場合のみ)を提出してください。
- (2) 受付期限 令和7年2月7日(金)
- (3) 受付場所 福井県土木部建築住宅課(県庁9階)  
※郵便、電話、ファックス、電子メールによる申込は受け付けません。
- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (5) 留意事項
  - ① 共有名義で買受を希望する方は、「県有財産買受申込書」および「資格誓約書」に共有名義者全員の氏名、持分を連記し提出してください。
  - ② 代理人が申込書を持参する場合は、「委任状」を提出してください。
  - ③ 宅地建物取引業法における免許を受けた者であること。(ただし、自己の用途に使用する場合は除く。)
  - ④ 購入後の土地の用途が住宅地以外の場合、地元区との同意が必要です。地元調整の前に建築住宅課にご相談ください。
  - ⑤ 物件は現状での引渡しとなるので、申込にあたっては必ず事前に物件の現状を確認してください。ご不明な点がある場合はお問合わせください。

### 4 買受予定者の決定

買受予定者は先着順で決定します。ただし、同一時刻に複数の申込があった場合はくじ引きにより受付順位を決定します。

買受予定者の土地の用途が住宅地以外の場合、地元区の同意を示す書類の提出後に売却決定となります。

## 5 契約に付す条件

買受者は、県有土地売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対しての一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはなりません。

なお、この条件に違反した場合には、県の定める金額（売買代金の1割）を違約金として県に支払わなければなりません。

## 6. 契約の締結等

売却が決定した場合、買受予定者に決定通知書を送付しますので、通知を受けた日から7日以内に契約を締結していただきます。なお、支払いの方法により、次の手続きとなります。

### (1) 売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

- ① 決定通知書とともに、契約書、売買代金の納入通知書、移転登記請求書を送付します。
- ② 通知を受けた日から、7日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で売買代金全額を納入してください。
- ③ 売買代金を納入した領収証書（原本）、押印した契約書（1通のみ収入印紙添付）、住民票もしくは法人登記簿謄本（3カ月以内のもの）、印鑑証明書（3カ月以内のもの）、移転登記請求書および登録免許税（収入印紙）を、福井県土木部建築住宅課（県庁9階）へ直接持参または書留郵便で郵送してください。

### (2) 売買契約締結から30日以内に売買代金を納付する方法

- ① 決定通知書とともに、契約書、契約保証金の納入通知書を送付します。
- ② 通知を受けた日から7日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に契約保証金を納入した領収証書（原本）、押印した契約書（1部のみ収入印紙添付）および印鑑証明書（3カ月以内のもの）を福井県土木部建築住宅課（県庁9階）へ持参または書留郵便で郵送してください。
- ③ 売買契約締結後、売買代金の納入通知書と移転登記請求書を送付します。契役締結の日から起算して30日以内に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で売買代金全額を納入してください。※売買代金の分割納付はできません。
- ④ 売買代金を納入した領収書（原本）、住民票もしくは法人登記簿謄本（3カ月以内のもの）、移転登記請求書、登録免許税（収入印紙）および契約保証金返還請求書を、福井県土木部建築住宅課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。

※30日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は県に帰属することになります。

(3) 契約条項については、県有土地売買契約書（案）のとおりですのでご熟読ください。

## 7. 所有権の移転等

(1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）

(2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、県が直接行います。

売買契約書（県保管のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結および履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(注)物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

（現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。）

## (参 考)

### ◎印紙税額

契約金額（売買代金）	収入印紙
1百万1円～5百万円	1,000円
5百万1円～1千万円	5,000円
1千万1円～5千万円	10,000円

（契約書を令和9年3月31日までに作成した場合）

### ◎登録免許税

不動産の価額×1,000分の15

（令和8年3月31日までに登記する場合）

（注）売買を原因とする所有権移転登記の場合、課税標準は固定資産課税台帳の価格となります。

## 県有土地売買契約書（案 1）

売出人 福井県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
あわら市花乃杜三丁目	3307番	宅地	1,832.12	地目・地積については 登記簿記載に基づく。
あわら市花乃杜三丁目	3308番	宅地	3,750.67	
あわら市花乃杜三丁目	71番1	雑種地	55	
あわら市花乃杜三丁目	77番	雑種地	783	
あわら市北金津22字	18番4	雑種地	67	
あわら市北金津22字	18番5	雑種地	29	

（売買代金）

第3条 乙が甲に支払う売買代金は、金【\* 予定価格】円とする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金をこの契約締結と同時に甲の指定するところにより納付しなければならない。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（土地の面積）

第6条 甲と乙は、本物件については、登記簿記載面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納入したとき、乙に移転するものとする。

2 乙は、甲に売買代金領収書を提示して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合登録免許税および登記に要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1項の規定により所有権が移転したとき、乙に対し完全に引渡されたものとする。

（危険負担）

第9条 この契約の締結の時から前条に定める引渡し以前に、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失または損傷し、補修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となった時は、甲乙双方書面により通知して、本契約の解除を請求することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの

間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(土地の定着物の所有権)

第10条 土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

(所有権以外の権利)

第11条 甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償および契約の解除をすることができないものとする。

(特 則)

第13条 乙は、本契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

2 乙は、売買物件を住宅地の用に供しなければならない。(地元同意のある場合は削除)

(違約金)

第14条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金【\*契約金額の1割】円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売買物件を原状に回復させることが適当でないとき甲が認めたときは、原状のまま返還する。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結および履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第19条 この契約に定めるもののほか、すべて福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 売出人 福井市大手3丁目17番1号  
福井県知事 杉本 達治

(乙) 買受人



【契約後契約保証金を納入し、30日以内に売買代金を支払う場合】

## 県有土地売買契約書（案2）

売出人 福井県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
あわら市花乃杜三丁目	3307番	宅地	1,832.12	地目・地積については 登記簿記載に基づく。
あわら市花乃杜三丁目	3308番	宅地	3,750.67	
あわら市花乃杜三丁目	71番1	雑種地	55	
あわら市花乃杜三丁目	77番	雑種地	783	
あわら市北金津22字	18番4	雑種地	67	
あわら市北金津22字	18番5	雑種地	29	

（売買代金）

第3条 乙が甲に支払う売買代金は、金【\*予定価格】円とする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金をこの契約の締結の日から起算して30日以内に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金【\*契約金額の1割以上】円を甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、売買代金納付後還付するものとする。

3 乙が第4条の納入日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、県に帰属するものとする。

（土地の面積）

第6条 甲と乙は、本物件については、登記簿記載面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納入したとき、乙に移転するものとする。

2 乙は、甲に売買代金領収書を提示して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合登録免許税および登記に要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1項の規定により所有権が移転したとき、乙に対し完全に引渡されたものとする。

（危険負担）

第9条 この契約の締結の時から前条に定める引渡し以前に、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失または損傷し、補修が不能また

は補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となった時は、甲乙双方書面により通知して、本契約の解除を請求することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(土地の定着物の所有権)

第10条 土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

(所有権以外の権利)

第11条 甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償および契約の解除をすることができないものとする。

(特 則)

第13条 乙は、本契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

2 乙は、売買物件を住宅地の用に供しなければならない。（地元同意のある場合は削除）

(違約金)

第14条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金【\*契約金額の1割】円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売買物件を原状に回復させることが適当でないとき甲が認めたときは、原状のまま返還する。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結および履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第19条 この契約に定めるもののほか、すべて福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 売出人 福井市大手3丁目17番1号  
福井県知事 杉本 達治

(乙) 買受人

# 県有財産買受申込書

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

申込者 住 所  
氏名または名称  
および代表者名 ⑩  
連 絡 先

下記の県有財産を買い受けたいので、福井県財務規則、契約条項等を承諾のうえ  
申込みます。

記

物件番号	所在地	面積
1	あわら市花乃杜三丁目 3307 番 外 5 筆	6,516.79 m <sup>2</sup>

- ※ 法人の場合は、所在地、名称ならびに代表者の職・氏名を記入すること。
- ※ 共有名義の場合は共有者全員の氏名を記載し押印すること。
- ※ 宅地建物取引業法における免許証の写しを併せて提出してください。(ただし、自己の用途に使用する場合は除く。)

(共有名義用)

## 県有財産買受申込書

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

申込者 住 所  
氏 名 (持分 / ) 印  
連絡先

申込者 住 所  
氏 名 (持分 / ) 印  
連絡先

下記の県有財産を買い受けたいので、福井県財務規則、契約条項等を承諾のうえ  
申込みます。

### 記

物件番号	所在地	面積
1	あわら市花乃杜三丁目 3307 番 外 5 筆	6,516.79 m <sup>2</sup>

- ※ 法人の場合は、所在地、名称ならびに代表者の職・氏名を記入すること。
- ※ 共有名義の場合は共有者全員の氏名を記載し押印すること。
- ※ 宅地建物取引業法における免許証の写しを併せて提出してください。(ただし、自己の用途に使用する場合は除く。)

(本人用)

## 資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

住 所  
氏名または名称  
および代表者名

印

年 月 日生

下記の各事項に該当しないものであることを誓約します。

### 記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。  
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。

(共有名義用)

# 資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

住 所  
氏 名 ⑩  
年 月 日生

住 所  
氏 名 ⑩  
年 月 日生

下記の各事項に該当しないものであることを誓約します。

## 記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。  
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。

(代理人・共有名義用)

# 委 任 状

福井県知事

杉本 達治 様

代理人 (住所)

(氏名)

⑩

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

県有財産買受申込書を提出し、契約することおよびこれに付随する一切の権限

令和 年 月 日

申込者 (住所)

(氏名)

⑩